

2023年12月12日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンローンに融資しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているグリーンボンド（サステナビリティボンドを含む）に投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・外部評価機関による外部評価（各種原則等への適合性）を受けており、また融資実行後も検証を受けたSPTsについて、お客さまから達成状況を当行へ報告を受け内容の確認をしております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
(国際資本市場協会)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針
(金融庁、経済産業省、環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価機関による適合性の評価を受けていることを確認し、投融資します。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・資金使途が再生可能エネルギー事業に限定された投融資のうち、以下のいずれかのもの。
- ・FIT法に基づく事業認定を受けたもの
- ・環境アセスメント等を受けたもの
- ・環境省・経済産業省の利子補給事業を活用した環境関連融資

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、経営企画部と所管部署が協議して決定しております。
- ・「資金使途」及び「FIT法に基づく事業認定の有無」または「環境アセスメント取得等の有無」の確認により、基準への適合性を判断しております。
- ・環境省・経済産業省の利子補給事業を活用した環境関連融資については、全て対象としております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ・「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ・融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ・融資の実行期間中、年1回以上、KPI の達成状況を確認し開示すること
- ・融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者評価機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、所管部が作成し必要に応じて協議を行い、行内決裁手続きを経て決定しております。
- ・外部評価機関（日本格付研究所）の第三者意見を所管部署にて確認のうえ融資を行います。

以 上